

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県各種商品小売業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和3年10月6日(水) 9時56分～10時58分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について 3 その他		

議 事 要 旨

1 部会長及び部会長代理の選出について

部会長に酒井委員、部会長代理に井上委員が選出された。

2 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について

事務局から資料と最低賃金実態調査結果の概要等について資料説明を行ったのち、部会長から労側委員および使側委員に対し最低賃金の改正について、意見表明が求められた。

労側委員から「当業界はコロナ禍による営業の縮小を受けているものの、順調に進行しているワクチン接種により回復の基調にあり、明るい兆しが見えている。各種商品小売業は経済を支える業種であるとの認識を持っており、最前線で自らもコロナに罹患する恐怖を持ち、またカスタマーハラスメントに悩みながら働いているエッセンシャルワーカーに報いるためにも、県最賃とは異なる特定最賃が必要であると考え。」と意見表明がなされた。

使側から「県内の主要産業は依然として厳しく、コロナの感染者数も少なくなっているものの予断を許さない状況である。経営者は、労働者に対し雇用を守り賃金を支払うことを常に考えているが、コロナの終息も見えず先行きは不透明である。総合スーパー事業は下降トレンドで、雇用を守るフェーズに入っている。県最賃も大幅に上がり、経営を圧迫しており、県最賃を上回る賃上げは困難である。」と意見表明がなされた。

以上の意見の提示があった。

部会長は次回に持ち越して金額審議を続けたいとのことで閉会とされた。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県各種商品小売業最低賃金専門部会

日 時 10月13日(水) 午前10時00分～

会 場 合同庁舎2号館5階特別会議室

主な議題 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定について